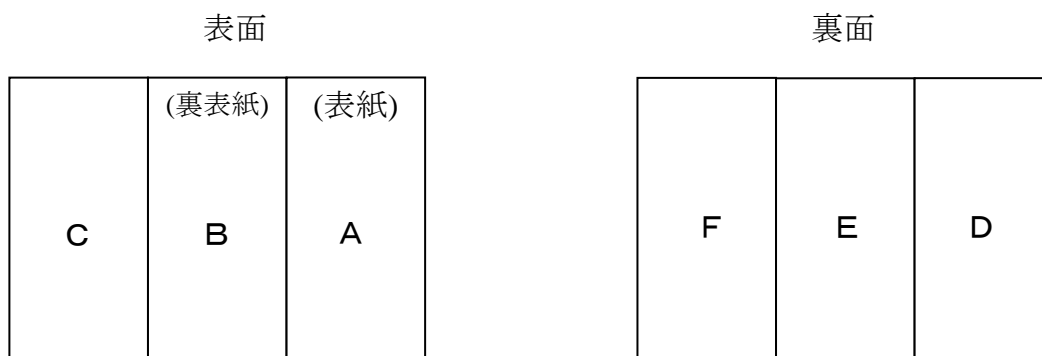


## 部落差別の解消の推進に関する法律周知リーフレット 構成例

- ※ テキストは全て仮のものを挿入すること。
- ※ 本構成例は、企画競争において提案する構成の例である。構成案については、受注者の決定後、当センターと協議の上決定することとなるので、構成及びテキスト等の変更を要する場合は対応すること。



## &lt;各ページの記載内容&gt;

**【A（表紙）】…表題**

- タイトル（部落差別の解消の推進に関する法律を周知するリーフレットとして適当な表題を提案すること）
- クレジット（＝公益財団法人人権教育啓発推進センター）

**【B（裏表紙）】…相談窓口、人権啓発資料等の紹介**

- 以下のテキストを挿入する。

同和問題（部落差別）を始めとする人権問題やえせ同和行為を含む、様々な人権問題についての相談を受け付けています。

○みんなの人権110 0570-003-110

○インターネット相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

その他の人権啓発資料

○法務省人権擁護局ホームページ

（同和問題とは）

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

- YouTube「法務省チャンネル」  
<https://www.youtube.com/MOJchannel>  
〈同和問題に関する動画〉  
人権啓発教材 人権アーカイブ・シリーズ  
同和問題～過去からの証言、未来への提言～  
[https://youtu.be/p3Nonb\\_nSIE](https://youtu.be/p3Nonb_nSIE)  
同和問題 未来に向けて  
<https://youtu.be/TqRMVdVtoss>
- 「えせ同和行為対応の手引」  
<http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>
- 「人権ライブラリー」  
<http://www.jinken-library.jp/>

このリーフレットに関するお問合せ  
公益財団法人人権教育啓発推進センター  
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F  
TEL 03-5777-1802（代表）／ FAX 03-5777-1803  
URL <http://www.jinken.or.jp>

#### 【C】…法律の施行周知、条文

- 部落差別の解消の推進に関する法律の施行を周知する文言
- 部落差別の解消の推進に関する法律（抜粋）
  - ・第1～3条（目的、基本理念、国・地方公共団体の責務）を中心に掲載

#### 【D、E】…差別事例

- 差別事例（例示）
  - ・結婚における差別
  - ・差別落書き等（インターネット上の問題を含む）
  - ・同和地区に関する問合せ
  - ・えせ同和行為

#### 【F】…部落差別についての説明

- 部落差別に関する基本的な説明（例示）
  - ・現状と課題
  - ・同和問題とは
  - ・差別をなくすために